# 上尾市 PPA 方式による公共施設への電力供給事業 公募型プロポーザル実施要領

上尾市環境経済部 環境政策課ゼロカーボン推進室

# 1.事業の目的

上尾市では「第3次上尾市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、公共施設において太陽光発電設備を導入し、発電した電気を自家消費することで、脱炭素化に向けた消費エネルギーの転換を図るため、2030年度までに設置可能な公共施設の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指している。

そのため、公共施設に太陽光発電設備と蓄電池等を導入、運転管理及び維持管理等を行うことで脱炭素の推進と防災機能の強化を図ることを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

# 2.事業の概要

(1) 件名

上尾市 PPA 方式による公共施設への電力供給事業

(2) 期間

協定締結日から令和31年3月31日まで

(3) 内容

「上尾市 PPA 方式による公共施設への電力供給事業要求水準書」のとおり。

- (4) 需要場所 別紙1-1に示す候補施設
- (5) 提案上限単価

35.13円/kWh (消費税及び地方消費税相当額を含む)

# 3.提出書類等

書類番号	名 称	提出期限
(1)	質問書	令和7年10月23日(木)
(1)	KIN E	午後5時まで
(2)	公募型プロポーザル方式参加表明書	令和7年10月31日(金)
(3)	業務実績調書	午後5時まで(必着)
(4-1)	提案書(正本表紙)	令和7年11月14日(金)
(4-2)	提案書(副本表紙)	午後5時まで(必着)
(5-1)	提案書本体(様式1)	
(5-2)	様式 2	
(6)	実施体制等に関する書類	
(7)	提案書の開示に係る意向申出書	

# 4.選定スケジュール(予定)

内 容	期間等				
公告日	令和7年10月16日(木)				
質問の受付期間	令和7年10月16日(木)午前9時から				
	令和7年10月23日(木)午後5時まで				
質問の回答期限	令和7年10月24日(金)午後5時				
参加表明書の提出	令和7年10月31日(金)午後5時まで				
提案書の提出	令和7年11月14日(金)午後5時まで				
プレゼンテーション	令和7年11月25日(火)				
評価結果通知	令和7年12月2日(火)				
評価結果の公表	令和7年12月2日(火)				
締結	令和7年12月下旬(予定)				

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

# 5. 実施要領、申請書類等の配付

(1) 配付開始日:令和7年10月16日(木)

(2) 配付方法

市ホームページ URL: <a href="https://www.city.ageo.1g.jp/398006.html">https://www.city.ageo.1g.jp/398006.html</a>

※印刷物での配布は行わない。市ホームページからダウンロードすること。

# 6.担当部署

上尾市 環境経済部 環境政策課ゼロカーボン推進室 (担当:寺瀬)

所在地: 〒362-8501 上尾市本町三丁目1番1号

電 話:048-775-7308(直通)

 $E \times -iV$ : s258000@city.ageo.lg.jp

# 7.参加資格

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- (1) 上尾市物品等競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (2)次のいずれにも該当しない者であること。
  - ・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
  - ・上尾市契約規則(昭和39年上尾市規則第19号)第32条において準用する第15条の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
  - ・公募の日から協定締結候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成6年7月26日市長決裁)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者
  - ・公募の日から協定締結候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成8年8月9日市長決裁)の規定に基づく指名除外の措置を受けている者
  - ・公募の日から協定締結候補者決定までの期間に、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法第 236 条の規定 により更生手続廃止の決定を受けた者を含む)。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
  - ・公募の日から協定締結候補者決定までの期間に、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(同法第 191 条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む)。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
  - ・法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者
  - ・同一のプロポーザル方式に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係 がある者。
- (3) 過去5年度間(令和2年度~令和6年度)に国又は地方公共団体において、PPA 方式による公共施設への電力供給事業、又は高圧電力を使用している施設の屋上 又は屋根において、当該施設に電力を供給するための太陽光発電設備等の設備設 計及び導入業務の履行実績を有すること。

# 8.質問

(1) 受付期間

令和7年10月16日(木)午前9時~令和7年10月23日(木)午後5時

(2) 質問方法

『(1)質問書』に必要事項を記載し、電子メールにて「6.担当部署」へ提出 してください。

- ※電子メール以外での質問は受け付けません。
- ※表題を『上尾市 PPA 方式による公共施設への電力供給事業プロポーザル質問(事業者名)』とし、メール送信後、「6.担当部署」に送信確認の電話をしてください。
- ※電子メールを送信する際は、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の 処理を実施し、送信してください。

# (3) 回答

質問事項とその回答について、令和7年10月24日(金)午後5時までに市ホームページに掲載します。

# 9.参加申込み

- (1) 参加表明書の提出
  - ①提出期限:令和7年10月31日(金)午後5時まで(必着)
  - ②提出場所:「6.担当部署」
  - ③提出方法: 持参(平日の午前9時から午後5時まで)、郵送(書留郵便に限る。)、 電子メールのいずれか。
    - ※電子メールで提出する場合は、表題を「上尾市 PPA 方式による公共施設への電力供給事業プロポーザル方式参加表明書(事業者名)」とし、提出書類のデータをメールに添付して送信してください。また、送信後「6.担当部署」に送信確認の電話をしてください。なお、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。
    - ※持参の場合は、事前に「6. 担当部署」に電話で連絡してください。
  - ④提出書類:『(2)公募型プロポーザル方式参加表明書』 『(3)業務実績調書』

## (2) その他

- ・提出期間内に提出書類の提出がない場合は、本プロポーザル方式への参加は認 められません。
- ・提出書類を基に参加資格の確認を行い、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』を令和7年11月7日(金)に送付します。
- ・『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』により、提案者を区別する提案者番号をお知らせします。

# 10.提案書等の提出

参加資格を認められた場合は、以下の提案書等の書類を作成し、提出期間内に指 定の方法により、「6. 担当部署」へ提出してください。

# (1) 提出書類 ※1

	書類番号	名称	提出 部数	提出形態・提出方法	
提案書正本	(4-1)	提案書 (正本表紙)		紙ベース持参(平日の	
	(5-1)	提案書本体(様式1)	1 部	午前9時から午後5時ま	
	(5-2)	様式2		で)または郵送 ※2	
	(6)	実施体制等に関する書類		·	
提案書副本	(4-2)	提案書 (副本表紙)		電子データを担当部署	
	(5-1)	提案書本体(様式1)	1式	メールアドレス宛てに送	
	(5-2)	様式2		信 ※ 3	
	(6)	実施体制等に関する書類			
その他	(7)	提案書の開示に係る意向申出書	1 部	紙ベース持参(平日の 午前9時から午後5時ま で)または郵送 ※2	

- ※1 提出書類(様式)は、市ホームページからダウンロードしてください。
- ※2 持参の場合は、事前に「6. 担当部署」に電話で連絡してください。
- ※3 電子メール送信後、「6.担当部署」に送信確認の電話をしてください。容量が大きく送信が困難な場合は、事前に担当部署に電話で連絡してください。なお、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

## (2) 提出期限

令和7年11月14日(金)午後5時まで

※郵送の場合は、令和7年11月14日(金)午後5時必着とします。

# (3) 提案書の作成について

本要領及び「上尾市 PPA 方式による公共施設への電力供給事業要求水準書」、

「11.選定方法」「(1)評価方法」の評価基準に示す評価項目に基づき、次のと おり提案書を作成してください。

なお、提案内容が要求水準を満たしていない場合は参加資格を取り消し、プレゼンテーションを実施することができません。

# ① 提案書の内容

以下の(i)~(iv)について提案書を作成してください。

## (i)技術提案(様式1)

## ア 実施方針

・提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

## イ 太陽光発電設備容量

・各施設における想定設備容量(太陽光発電設備定格出力(kW)及びパワーコンディショナの最大定格出力(kW))を検討すること。また、1施設当たりの平均設置容量を算出・記載すること。さらに、検討において想定した設備仕様を示すこと。

## ウ 蓄電池設備容量

- ・指定一般避難所等(別紙 1-1)に設置を検討し、想定設備容量(蓄電池出力(kW) 及び容量(kWh))を示すこと。
- エ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量
- ・各施設における想定自家消費電力量を示すこと。提案に当たっては、自家消費電力量(kWh)が最大となる考え方を示すこと。
- ・想定する蓄電池の運転モード(充放電の運用方法)を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、1 施設における1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は0.431kg-C02/kWh を使用すること。

#### 才 設備設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法(架台等)、検討において想定した設備 仕様(寸法、重量等を含む)を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955 (2017)「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」に定められている荷重(風圧、積雪、地震等)に耐えうる構造であること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量(基礎、パネル重量込み:単位 N/m2) を記載すること。
- ・想定する蓄電池の設置場所、設置方法、寸法、重量等を記載すること。
- ・建物の防水機能など施設への影響が小さい施工方法とすること。

- カ 非常時・停電時に利用可能なシステム
- 以下の点を含め、非常時・停電時の利用方法を提案すること。
- ・非常時のシステム構成図
- ・非常時の利用、操作方法(非常用コンセント(設置個数)、特定負荷への供給 の有無、非常時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等)
- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力(取出し口ごとの出力(kW) 及び総出力(kW))
- ※自立型パワーコンディショナから非常用コンセント等への給電を想定し、蓄電 池への充電はここには含めない。
- ・自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力(kW)
- ・自立運転時の蓄電池から使用可能な出力(取出し口ごとの出力(kW)及び総出力(kW))

# (ii) 発展的要素(様式1)

- ア 発電電力の最大限活用に資する取組の検討
- ・導入する太陽光発電設備による発電余剰電力を最大限市内又はその近郊で使用 する取組を検討すること。
- イ 上尾市における計画との整合性
- ・提案に当たっては、第3次上尾市環境基本計画及び第3次上尾市地球温暖化対 策実行計画(事務事業編)との整合性を図ること。

## ウ その他

・太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握し、小中 学校等での環境学習に資するための遠隔監視システムを含む見える化システムを提案すること。

#### (iii) 事業実施体制(様式1)

## ア 事業実施体制図

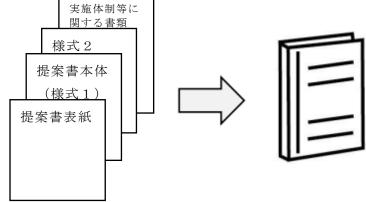
- ※代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、 資格については証明する書類(資格証等)の写しを添付すること。
- イ 工事計画概要、実施体制、スケジュール
- ウ 市内中小企業の活用
- ※下請け業者又は協力事業者の選定に当たっては、市内(上尾市内に本店を有する業者)・準市内(上尾市内に本店以外の営業所を有する業者)の中小企業を優先して選定すること。また、選定が見込める場合は工事及び管理総額における市内・準市内中小企業への発注割合を記載すること。

- エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画、維持管理計画、遠隔監視の有無等)、実施体制、スケジュール
- オ 代表事業者の経営状況(過去5か年)
- ※貸借対照表、損益計算書を添付し、営業利益率、流動比率、自己資本比率等を 記載すること。
- カ 工事費、運転管理、維持管理及び一時撤去のための費用、資金調達を含めた 事業資金計画
- キ 故障、災害時、緊急時の連絡・対応体制
- ク 事業実施中のリスクに対する対策
- ケ 事業実施期間において、事業者が銀行取引停止処分を受け、又は倒産等、事業を継続することができなくなった場合における事業の実施体制をあらかじめ整理し、提案すること。
- ※別紙2を参考に損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

# (iv) 価格提案(様式2)

- ア 自家消費料金単価及び発電設備導入前後の電気料金(参考見積・単価は事業期間中一定とし、市より提示した上限価格を基準に提案すること)提案単価は全ての施設で同じ単価とし、消費税及び地方消費税を含む価格で提案すること。
- ・事業の実施について、国等の補助の活用の有無、活用をする場合は活用を想定する補助金名及び活用対象施設の名称、当該補助金の内容を基にした太陽光発電設備及び蓄電池の設置に係る交付金の金額を併せて提案すること。
- ・電気料金の概算については、運転期間中における市の負担として算出すること (運転期間最長 20 年間分の電気料金シミュレーション等を示すこと)。

#### ②提案書(正本)の体裁



# ③提案書の文字サイズ、ページ数

使用する文字は、12ポイント以上のフォントサイズとしてください。

なお、各様式等のページ数の制限はありませんが、プレゼンテーションにおいて 説明できる範囲のページ数としてください。

# ④提案内容の記載漏れの注意

プレゼンテーションでは、提案書に記載のない提案を新たに盛り込み、説明をすることは認められませんので、その点に留意して、漏れなく内容を記載してください。

## ⑤提案者情報の記載不可

提案書の副本には本市が提示した「提案者番号」を記載してください。また、副 本においては、事業者が特定される記号やロゴマーク等を削除してください。

# (4)『(7)提案書の開示に係る意向申出書』について

提案書等の開示請求があった場合は、原則としてその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が、提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、意向申出書を提出してください。

# 11.選定方法

本市が設置する評価委員会が、参加表明書の提出団体数に応じて下記のとおり評価を行い、協定締結候補者を選定します。

- ○5者以下の場合…全ての事業者がプレゼンテーションを実施し、評価を行い、協 定締結候補者を選定します。
- ○6者以上の場合…一次評価(評価基準「5.プレゼンテーション」以外を基に提案書による書類審査)を行い、上位(5者以内)の事業者を選定します。選定された事業者によるプレゼンテーションに基づき評価を行い、協定締結候補者を選定します。

#### ※参加者が1者であっても、評価(選定)は実施します。

なお、一次評価及びプレゼンテーションにおいて、評価委員の評点の平均点が 60 点に達しない場合は、その時点で選定されません。

また、すべての提案者について、評価委員の評点の平均点が 60 点に達しない場合は、協定締結予定者は選定せず、再公募を行うものとします。

# (1) 評価方法

一次評価、プレゼンテーションともに、次の評価基準に基づき評価を行い、選定 します。

# <評価基準>

提案内容		配点	
1. 技術提案に関する視	点		
太陽光発電設備出力	太陽光発電設備の出力が大きいか		
蓄電池容量	設置施設当たりの蓄電池の容量が大きいか		
自家消費電力量及び温 室効果ガス排出削減量	想定自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量が大きいか	43	
設備の設置方法	設備の設置方法は実現性があり、安全性が高く、建物の防水機能など施設への影響が小さいものになっているか		
非常時利用の利便性	非常時利用における利便性が充実しているか		
2. 発展的要素に関する			
取組の実現性・独創性	提案者が有する知識や技能、経験等を活かした提案で、創 意工夫がなされている内容となっているか	C	
環境教育に資する 取組の提案	小中学校・義務教育学校等での環境学習に資する効果的・ 利便性の高い見える化システムとなっているか	6	
3. 事業実施体制に関する	- る視点		
工事遂行能力の確保	無理のない実施体制、スケジュール等になっているか		
市内業者の活用	市内・準市内の中小企業を活用する提案となっているか	21	
事業実施中のリスクに 対する対応	事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案と なっているか	21	
経営能力	事業者の経営の安定水準(経常収支)は十分な水準にあるか		
4. 価格提案に関する視	点		
電力供給契約単価等	経済性の優れた提案であるか	0.0	
国等の補助金の活用	国等の補助金活用について最大限の活用を想定できている か	20	
5. プレゼンテーション			
説明は提案内容を補完し	ており、専門技術を十分発揮できる	10	
質問に対する回答が明確かつ迅速である			
合計		100	

評価は、評価委員ごとに1社につき100点満点で採点し、評価委員の評価点数の各事業者における、一番高い点数と低い点数(同点の場合はどちらか)を除いた合計点数により順位を決定します。

なお、合計点数が同点になった場合は、「太陽光発電設備出力」項目の点数が高い者 を上位とします。

# 【順位の決定方法の例】

	委員①	委員②	委員③	委員④	委員⑤	平均点	合計	最終
	評点	評点	評点	評点	評点		点数	順位
A 社	100 点	70 点	75 点	70 点	85 点	80 点	230 点	3位
B社	90 点	75 点	85 点	90 点	80 点	84 点	255 点	1位
C 社	70 点	30 点	50 点	40 点	55 点	49 点	145 点	5 位
D社	90 点	60 点	76 点	80 点	80 点	77 点	236 点	2位
E社	85 点	67 点	60 点	70 点	80 点	72 点	217 点	4位

- ※合計点が最も高い B 社が、協定締結候補者となります。
- ※C 社は全評価委員の評点から算出した平均点が60点に達しないため、選定されません。

#### (2) プレゼンテーション

①日時:令和7年11月25日(火)

②会場:上尾市役所 6階 601会議室(上尾市役所本庁舎6階)

提案者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、『公募

型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』にて通知します。

※日程が変更になる場合は、別途連絡します。

# ③流れ

- ・提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーションを行います。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答(10分程度)を行います。

#### 4) その他

- ・追加資料等の配布は禁止します。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内としますが、本業務の責任者となる者は 必ず出席してください。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意します。その他、必要な機器は参加者 が準備してください。

#### (3) 協定締結候補者の決定

プレゼンテーション実施後、評価委員会による評価を行い、プレゼンテーション に参加した全ての提案者の順位を決定します。その結果、最終順位が上位1番目の 提案者を協定締結候補者とします。

また、最終順位が上位2番目の提案者を次点の協定締結候補者とします。

#### (4) 評価結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての提案者に、「公募型プロポーザル方式評価 結果通知書」を通知します。

#### (5) その他

## ①失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ア 参加申込み及び提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法が本要 領に適合しない場合
- イ 「7.参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載や著しい不備等があった場合
- エ 見積額が上限単価額を超えている場合
- オ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合
- カ 選定の公平性を害する行為があったと認めた場合
- キ 上記ア〜カに定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為 等、評価委員会委員長が失格であると認めた場合

#### ② その他

プレゼンテーション及び評価委員会は非公開とし、選定結果に対する異議申立 ては受理しません。

# 12.結果の公表

選定結果については、令和7年12月2日(火)にホームページで公表する予定です。

# 13.協定の締結

協定締結候補者に選定された者は、本市と協議の上、協定に必要な書類を揃え、 協定を締結するものとします。

協定締結候補者が、何らかの理由により協定に合意・締結しなかった場合は、次 点の協定締結候補者を新たな協定締結候補者として協議を行います。

## 14.その他留意事項

- ① 本プロポーザル方式に参加する費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出された全ての書類は、提出後の修正又は変更を一切認めません。
- ③ 提出された全ての書類は、一切返却しません。
- ④ 提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属します。ただし、協定締結候補者の 選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、 本市が本プロポーザル方式の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類 の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑤ 提案書の責任者がやむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し、事前に承認を得てください。

- ⑥ 本プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、上尾市情報公開条例 (平成 11 年上尾市条例第 30 号)に基づき、提出書類の公開について判断しま す。
- ⑦ 今回の募集については、協定締結日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもあります。その場合、本市は提案に要した経費についての補償等は一切行いません。